

## 脳死判定基準概要

「法的脳死判定マニュアル」（平成 11 年度厚生科学研究費「脳死判定手順に関する研究班」）より抜粋

### 脳死判定の前提条件

- 器質的脳障害により深昏睡及び無呼吸を来している症例
- 原疾患が確実に診断されている症例（CT等の画像診断は必須）
- 現在行いうる全ての適切な治療をもってしても回復の可能性が全くないと判断される症例

### 除外例

- 脳死と類似した状態になりうる症例
  - 1) 急性薬物中毒
  - 2) 低体温：直腸温、食道温等の深部温が32℃以下
  - 3) 代謝・内分泌障害
- 15歳未満の小児
- 知的障害者等、本人の意思表示が有効でないと思われる症例  
（当面、法的脳死判定は見合わせる）

### 判定基準

- (1) 深昏睡：JCSで300，GCSで3
- (2) 瞳孔の固定・瞳孔径が左右とも4mm以上
- (3) 脳幹反射の消失
  - ・対光反射 ・角膜反射 ・毛様脊髄反射 ・眼球頭反射 ・前庭反射
  - ・咽頭反射 ・咳反射
- (4) 脳波平坦（少なくとも4導出で30分間以上）
- (5) 自発呼吸の消失（無呼吸テスト）：(1)～(4)がすべて終了した後に行う

### 観察期間

2回目の検査は、第1回目の検査終了時から6時間以上経過した時点において行う

### \* 判定者

脳死判定に関して豊富な経験を有し、かつ臓器移植に関わらない医師2名以上